

平成28年度第11回教育委員会定例会会議録

1. 日時 平成29年2月28日 午後2時57分

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長 越 秀 敏

教育長職務代理者 関 村 昭 子

委 員 大 坊 一 男

委 員 和 田 修

委 員 掛 川 はるな

4. 説明のために出席した職員

学務課長 村 松 康 志

社会教育課長 山 本 功

共同調理場所長 村 松 徹

学務課長補佐 田 村 英 典

5. 開会

午後2時57分、平成28年度第11回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

2月28日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第20号「平成28年度矢巾町一般会計補正予算第5号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第20号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第21号「教育委員会の活動について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第21号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。議案第10号「教職員の人事異動の内申について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読する。

○教育長

別紙資料に基づき説明する。

議案第10号につきましては、人事案件ですので質疑は省略いたします。お諮りいたします、議案第10号「教職員の人事異動の内申について」は、原案のとおり承認することよろしいですか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

次に、議案第11号「矢巾町いじめ防止対策に関する条例施行規則について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

町の3月議会において矢巾町いじめ防止対策に関する条例を上程しておりますので、最終日まで審議いただいている状況でございます。新制定される条例に係る具体的な会議の内容や運営方法について定めたのが今回皆様にお諮りする条例の施行規則という内容になっております。施行規則の条文でございます。第1章は総則、第2章は矢巾町いじめ問題対策連絡協議会、これは現在告示、要綱で運営させていただいておりますが条例の中で連絡協議会を定めまして、条例、施行規則ということで新たに制定させていただく内容でございます。第3章の矢巾町いじめ問題対策委員会、これはいわゆる第三者調査委員会のことでございます。常設化ということで予算についても年間3回分の予算をお願いしている状況でございます。この施行規則については主に連絡協議会と問題対策委員会、第三者調査委員会の会議の運営方法について定めた内容ということでございます。

○教育長

議案第11号について、条例は今議会にかかっておりまして、特別委員会が3月2日に行われて、その結果をもっておそらく3月21日に議決される予定だと思います。その条例に関する施行規則で、説明があった通り主なものは連絡協議会と対策委員会の内容について書かれているということです。ご質問、ご意見等ございませんか。

第三者調査委員会と言われるのが、矢巾町いじめ問題対策委員会という第10条の前に第3章ありますけれども、それがいわゆる第三者調査委員会ですが、それを常設するというので、重大事態にも自殺のほかにも長期の不登校などもありますので、連

絡を取り合って対応していくということになるかと思えます。本当の重大事態になるとまた別になるかもしれませんが、いずれ何もない場合でも学識経験者、弁護士、医者等からこちらの状況を報告しながらいろいろなご意見、ご指導をいただくということにする予定です。ご意見、ご質問等ございませんか。

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第11号「矢巾町いじめ防止対策に関する条例施行規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

次に、議案第12号「矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

議案第12号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。議案第12号「矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

次に、議案第13号「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を廃止する告示について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

議案第13号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。議案第13号「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を廃止する告示について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なし〉

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

次に、議案第14号「矢巾町立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

議案第14号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
時間単位で取れるようになったのか。

○学務課長補佐

時間単位で取れるようになりました。

○教育長

他にございませんか。

それではお諮りいたします。議案第14号「矢巾町立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告(1)町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

45ページの事故等の一覧の23、24は間違っただけでカットをお願いします。それから、43ページの23は入院をしていたので不登校としてはカウントしません。

○教育長

報告(1)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○掛川委員

保健室に登校しているのも不登校にはならないのですか。

○教育長

保健室、別室それからちょっと来て帰る、これは出席扱いにしています。ただし、こころの窓、フリースクールに来ているのは出席簿上は欠席扱いにしています。

報告(1)について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（２）社会教育課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（２）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（３）学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願いします。

○共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

残菜について、この前私も見に行ってきたのですが、ザルに開けてやるので水物は全くなし、みかんの皮などはそもそも共同調理場に来ないそうで、学校で処理をしているそうですので、豚が食べられるものだけの残菜ということで、計算していくと１年間でトンになってしまいます。１トンを超えていますよね。だいたい１０００kgとして毎月１トンとすると１０トン程度になってしまう。１人分は大したことがないが、人数と食数でいくと大変なものになると感じました。１説には量が多すぎる、もう少し少なくした方がいいのではないかというような話も学校からは来ていました。主たる要因は給食の時間がない、長くしていない。

○教育長

報告（３）について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

その他ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

（午後３時４５分）

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

平成29年 3月23日

矢巾町教育委員会

教育長

越 秀 敏

教育長職務代理者

関 村 昭 子

委 員

大 坊 一 男

委 員

和 田 裕

委 員

掛 川 (よるた)